

令和5年2月22日（水）

「鳴門市旧島田小学校・旧島田幼稚園利活用事業」公募型プロポーザルに関する  
質問に対する回答について

ご質問のありました件について、下記のとおり回答します。

記

【質問①】実施要領P10：提出書類

複数法人で応募をする場合の参加提出方法について教えてください。

共同企業体の委任状のような提出様式はありませんが、様式第1号の参加表明書と様式第9号の企画提案書を法人ごとに提出するのでよろしいでしょうか。それとも複数法人から応募することが分かるように何らかの記入方法（連名など）がございますか。

【回答①】共同企業体のように、複数の法人が集まった団体による応募方法については、既に市公式ウェブサイトで公表している「鳴門市旧島田小学校・旧島田幼稚園利活用事業」の2月16日回答書の内容を参照ください。

なお、共同企業体の役割分担については、様式第9号の企画提案書の中で実施体制や運営体制として、ご記載ください。

【質問②】実施要領P19：契約締結等

優先交渉権者の決定後、第1候補者に選定された法人が、貴市との貸付契約の締結交渉の末、選定された候補者側が合意に至らないと判断した場合は、応募を取り消すことは可能でしょうか。

【回答②】応募を取り消すことはできません。

選定された優先交渉権者が、契約締結交渉の中で、合意に至らないと判断した場合は、順次、次の順位の者と契約締結に向けた交渉を行うものとしています。

ただし、そのような場合についても、契約締結交渉の結果、合意に至らない場合もあるものと想定しています。

**【質問③】公募全般**

同時期に公募されている「旧瀬戸小学校・旧瀬戸幼稚園」のいずれかの施設の運営を目指しています。提案の際に第1希望などを表記し、参加表明や企画提案をすることは可能でしょうか。

**【回答③】**「鳴門市旧島田小学校・旧島田幼稚園利活用事業」と「鳴門市旧瀬戸小学校・旧瀬戸幼稚園利活用事業」は、別事業となりますので、両事業において参加を希望される場合は、それぞれの事業に参加表明書及び企画提案書を提出してください。なお、参加表明書等の提出にあたっては、応募団体として利活用を行うことを前提にご応募ください。